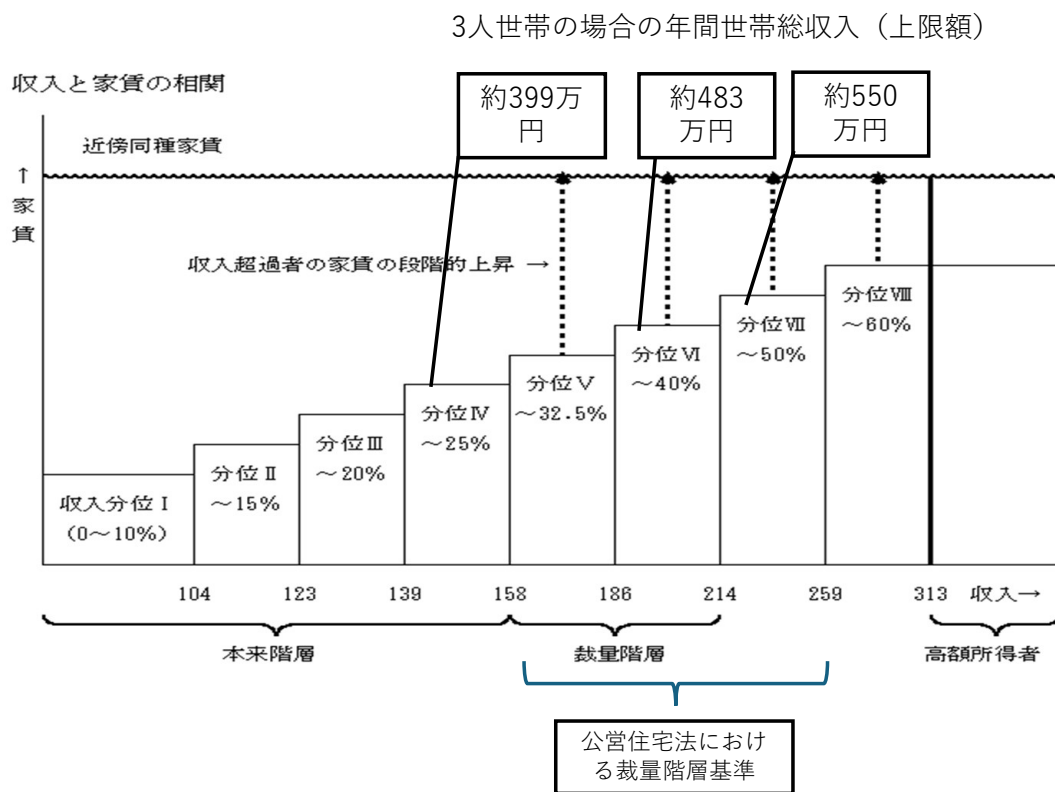


# 府営住宅の家賃について(裁量階層)



高齢者、障害者世帯など一定の要件を満たす世帯（いわゆる裁量階層）については、事業主体が条例で定める基準額までは収入超過者とせず、割増家賃や明渡努力義務を課さないこととしている。

これは入居者資格（47及び54ページ）とも密接に関連しており、裁量階層の居住の安定を図るものとなっている。

■ 収入基準の緩和 158千円→214千円（認定収入額）  
（収入分位25%→40%に緩和）

■ 対象世帯は、次ページ参照

■ 根拠

公営住宅法第23条第1号、条例第7条第3項第1号

## (参考) 京都府における裁量階層対象世帯

対象世帯	要件
障害者	入居者又は同居者が次の各号の一に該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者（1級から4級まで）</li> <li>・精神障害者（1級又は2級）</li> <li>・知的障害者（精神障害の程度に相当する程度）</li> </ul>
高齢者	入居者が60歳以上 同居者がいる場合は、同居親族全員が次の各号のいずれかである場合 ①60歳以上の者 ②18歳未満の者
戦傷病者	入居者又は同居者が戦傷病者（恩給法の特別項症～第6項症又は第1款症）
原爆被害者	入居者又は同居者が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
引揚者	入居者又は同居者が海外からの引揚者（5年以内）
ハンセン病	入居者又は同居者がハンセン病療養所入所者等（平成8年3月31日までの入所者）
多子・新婚	多子世帯（18歳未満3人以上） 新婚世帯（40歳未満かつ結婚後1年を経過しない夫婦）→期間は10年
子育て	小学校卒業までの子どもがいる世帯

# 裁量階層における収入基準について

■収入基準の緩和 214千円→259千円\*に拡大（認定収入額）

（収入分位40%→50%に緩和）

\* 公営住宅法施行令における上限額

年間世帯総収入：40%→約483万円

（3人世帯の場合）50%→約550万円

（他府県の状況）

	収入基準	緩和基準	備考
大阪府	158千円	高齢者、障害者世帯等214千円 年度末年齢が18歳以下の子どもがいる世帯のみ259千円	令和8年4月1日施行
兵庫県	158千円	高齢者、障害者世帯等214千円 同居者に18歳未満の児童がいる世帯、新婚世帯、20歳未満の子がいるひとり親世帯259千円	令和6年4月1日施行
奈良県	158千円	高齢者、障害者世帯、子育て世帯等214千円	
滋賀県	158千円	高齢者、障害者世帯、子育て世帯等214千円	
和歌山県	158千円	高齢者、障害者世帯、子育て世帯等214千円	
福井県	158千円	高齢者、障害者世帯、子育て世帯等214千円	

# 府営住宅の収入基準の計算方法 (公営住宅法施行令第1項第3号)

○年間総所得金額算出のしかた  
(360万円以上660万円未満の場合)

**端数整理後の年間総収入金額 × 0.8 - 44万円**

※所得税法第二編第二章第一節から第三節までの例に準じ算出した所得金額の合計

○控除の種類、要件及び控除額

右図のとおり

○政令月収

年間総所得金額から上記の控除した額を十二で除した額

(例) 両親及び小学生の児童1人で世帯所得  
550万円 (父の給与所得のみ) の場合

$(550 \times 0.8 - 44 - 38 \times 2 - 10) / 12 = 25.8$

種類	要件	控除額
給年控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	1人につき10万円 (その者の給与所得等の金額の合計額が10万円未満の場合はその金額)
扶養控除	同居者又は同一生計配偶者もしくは扶養親族で入居及び同居者以外の人	1人につき38万円
老人扶養控除	同一生計配偶者で70歳以上の人	1人につき10万円
扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
障害者 (特別障害者を除く) (イ～ニのいずれかに該当すること)	イ身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ戦傷病者手帳を受けている人 ハ精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき27万円
特別障害者 (イ～ホのいずれかに該当すること)	イ身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ戦傷病者手帳を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき40万円
寡婦	ひとり親に当てはまらない人で、イ～ロのいずれかに当てはまる人 イ夫と離婚した人後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 (その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額)
ひとり親	現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに該当する人 イ総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていないこと ロ合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 (その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額)